明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○職業安定法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一一）　一

〔告　示〕

○銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の全部を改正する件（金融庁七）　九

○信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の全部を改正する件（同八）　五

○協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件（同九）　三

○信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（同一〇）　一〇

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件（金融庁・財務・経済産業一）　一三

○労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部を改正する件（金融庁・厚生労働一）　一二

○労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（同二）　一三

○農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項等の一部を改正する件（金融庁・農林水産一）　一四

〔公　告〕

諸事項

裁判所

公示催告、除権決定、破産、免責、再生関係　一四

特殊法人等

公文書等の管理に関する国立大学法人室蘭工業大学、税理士証票無効・登録まつ消関係　一五

地方公共団体

教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　一六

会社その他

会社決算公告　一七

省　令

○厚生労働省令第十一号

職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の三第一項第一号及び第二項並びに第三十二条の十六第二項（第三十三条第四項、第三十三条の三第二項及び第三十三条の四第二項において準用する場合を含む。）並びに建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第二十条第一項第一号の規定に基づき、職業安定法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

職業安定法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（職業安定法施行規則の一部改正）

第一条　職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「百分の十・五」を「百分の十・八」に、「百分の十・二」を「百分の十・三」に改める。

第三十二条第二項中「第二十五条」を「第四条」に改める。

附則第四項中「六百七十円」を「六百九十円」に、「六百五十円」を「六百六十円」に改める。

別表受付手数料の項中「六百七十円」を「六百九十円」に、「六百五十円」を「六百六十円」に改め、同表紹介手数料の項中「百分の十・五」を「百分の十・八」に、「百分の十・二」を「百分の十・三」に、「百分の十四・二」を「百分の十四・五」に、「百分の十三・七」を「百分の十三・八」に改める。

様式第八号から第八号の三までを次のように改める。